

令和8年度

あきる野市役所本庁舎

エレベーター壁面等広告物掲出広告代理店

募集要項

令和8年4月

あきる野市総務部総務課

## 令和8年度 あきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等広告物掲出広告代理店募集要項

### 1 趣旨

あきる野市広告掲載取扱要綱及びあきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等広告物掲出に関する取扱基準に基づき、市役所本庁舎のエレベーター壁面等に広告物を掲出するため、広告物の募集やスケジュール管理をしていただける広告代理店を公募します。

### 2 広告物掲出箇所

市役所本庁舎のエレベーター4基内の側面の4枠及び中央エレベーターホールの1階の両側2枠の合計6枠を広告物掲出箇所（別図のとおり）とします。

#### 【参考】

地上6階・地下1階建ての本庁舎に勤務する職員数は、約500人です。

### 3 申込資格要件

次の要件を全て満たす場合に限り申込みことができます。

- (1) 電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された者で、申請自治体「あきる野市」、申請業種「広告代理」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に掲げられた者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (4) 申込みの日までにおいて、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年あきる野市通達第37号)による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
- (7) 国税、都税又は市税の滞納がないこと。

### 4 申込みに必要な書類

#### (1) 申込者が法人の場合

- ア 申込書（別紙1）
- イ 広告料提示書（封筒に入れ、割印し、封筒表面に法人名を記載してください。）（別紙2）
- ウ 宣誓書（別紙3）
- エ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- オ 最新事業年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書その1（税務署で発行され、未納額がないことを確認できるもの）、法人事業税の納税証明書（都道府県で発行され、未納額がないことを確認できるもの）及び法人市民税の納税証明書（市区町村で発行され未納額がないことを確認できるもの）※但し、法人市民税の納税証明書は市内事業者を除く。
- カ 市税納付状況調査同意書（別紙4）※市内事業者のみ

※ 市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがあります。

#### (2) 申込者が個人の場合

- ア 申込書（別紙1）
- イ 広告料提示書（封筒に入れ、割印し、封筒表面に商号又は、個人名を記載してください。）（別

紙2)

ウ 宣誓書（別紙3）

エ ①商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

②商号登記していない個人にあつては、身分証明書（本籍地の市区町村で発行した破産者等でないことの証明書）

オ 最新年度の所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書その1（税務署で発行され、未納額がないことが確認できるもの）、事業税の納税証明書（都道府県で発行され、未納額がないことが確認できるもの）及び個人市民税の納税証明書（市区町村で発行され未納額がないことを確認できるもの）※但し、個人市民税の納税証明書は市内事業者を除く。

カ 市税納付状況調査同意書（別紙4）※市内事業者のみ

※ 市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがあります。

## 5 契約上の主な条件

### (1) 広告料等

広告料は、広告物6枠（1枠の規格はA1サイズとする。）に対し、落札者が提示した金額とします。ただし、別途行政財産使用料（年額7,200円）をお支払いいただきます。

落札者は契約締結後、市が指定する期限までに1年間分の広告料及び行政財産使用料を市の発行する納入通知書により一括納付するものとします。

### (2) 広告物掲出可能期間

広告物掲出可能期間は、**令和8年7月1日から令和9年6月30日まで**です。

### (3) 広告物の種類、掲出位置等

ア 広告物の種類はポスターとし、掲出位置は、市役所本庁舎のエレベーター4基内の側面の4枠及び中央エレベーターホール1階の両側2枠の合計6枠（別図のとおり）とする。

イ 広告物の1枠の規格はA1サイズ（タテ0.841m×ヨコ0.594m）以内とし、ポスターに掲載する広告主の数及びレイアウトは特に問いません。ただし、広告主は、できる限り市内事業者を優先するものとする。

ウ 広告物は、裏面が再剥離の弱粘性シートでのりが残らないもの又はマグネット方式の仕様とすること。

エ 広告物の掲出に当たっては、当該広告物が民間事業者の広告物であることを明確にするため、民間事業者の広告欄であることを明示すること。また、必要に応じて広告物の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記すること。

### (4) 広告代理店の業務等

ア 広告代理店は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出その他広告主との調整等広告掲載に係る一連の業務を行うこと。

イ 広告物の作成、掲出等に関する経費は、全て広告代理店の負担とする。

ウ 広告掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去等については広告代理店の責任において行うこと。

エ 広告物の掲出に係るトラブルが生じた場合は、広告代理店が責任を持って対応すること。

オ 広告代理店は、広告物を掲出する原則1か月前までに市役所本庁舎エレベーター広告掲出承認願に当該広告物の出力見本を添付して市に提出すること。

### (5) 広告料等の不還付

既納の広告料及び行政財産使用料は、還付しない。ただし、次の場合は、その一部又は全部を還付することができる。この場合において、広告物の掲出が中止された月数（月の途中の場合を除く。）に応じて広告料及び行政財産使用料を還付するものとし、還付する広告料及び行政財産使用料につ

いて利息は付さない。

ア 広告物の掲出決定後又は開始後、市の都合により掲出ができなくなった場合

イ その他広告代理店及び広告主の責に帰さない理由により、市が広告物の掲出を取り消した場合

#### (6) 禁止事項

ア 広告物掲出箇所を指定用途以外の用途で使用することはできません。

イ 広告物掲出箇所を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

ウ 広告物掲出箇所を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

#### (7) 掲出できる広告物

掲出できる広告物は、市民生活の利便性に寄与するものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 市の広告媒体としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当するもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

エ 政治活動、宗教活動、選挙活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

オ 消費者金融、債権回収等に関するもの

カ 投機心又は射幸心をあおる内容のもの

キ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

ク その他掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

## 6 申込方法等

申込みに当たっては、本募集要項を熟読し、現地の状況等をご確認の上、お申込みください。

(1) 募集期間 **令和8年4月23日(木)から5月27日(水)まで**

(2) 申込方法 申込書類一式を封筒に入れ、件名を「エレベーター壁面等広告物掲出広告代理店申込書類」と記載し、あきる野市総務部総務課庶務係まで**持参**又は**郵送**してください。

(3) 提出先 〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地  
あきる野市役所総務部総務課庶務係(本庁舎4階南側)

※ 総務課に持参される場合は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く。)の

午前8時30分から午後5時15分までの間にお持ちください。

郵送による場合は、募集期間内必着とし、配達を確認できる方法で送付してください。

## 7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 一定の数字をもって金額を表示しない広告料提示書による入札

(3) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の行った入札

(4) 広告料提示書の広告料を訂正した入札

(5) 入札者の記名押印のない広告料提示書による入札

(6) 広告料提示書の記載事項が不明な入札

(7) 入札に関し、不正行為があった者の行った入札

(8) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者のした入札

(9) その他この募集要項で指定した以外の方法による入札

## 8 落札者の決定

落札者は、最も高い広告料を提示した者としします。また、落札者となるべき最も高い広告料の入札をした者が2人以上あるときは、開札立会い職員が「くじ」を引き落札者を決定する。

## 9 契約の締結等

落札者は、**令和8年6月10日（水）**までにあきる野市と「市役所本庁舎エレベーター壁面等広告物掲出に関する契約（以下「本件契約」という。）」を締結していただきます。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。

## 10 その他

- (1) 事情により予告なく公募を変更し、又は取りやめる場合等があります。この場合、申込者及び公募に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負いません。
- (2) 本募集要項に関する問合せ先は、次のとおりです。

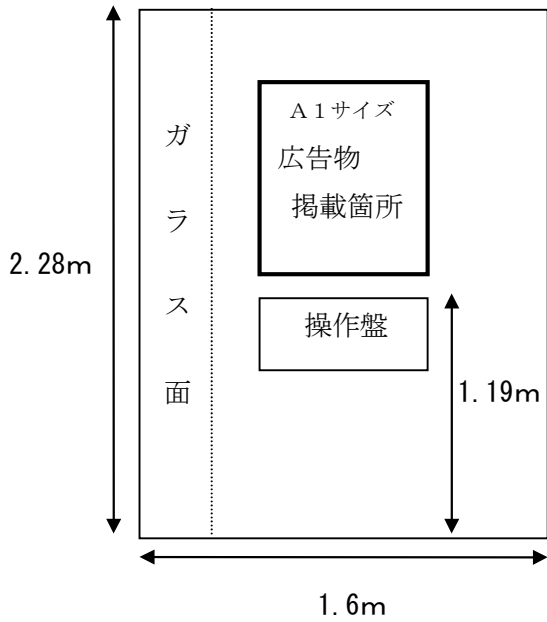
あきる野市役所総務部総務課庶務係

電話番号 042-558-1111（内線2313）

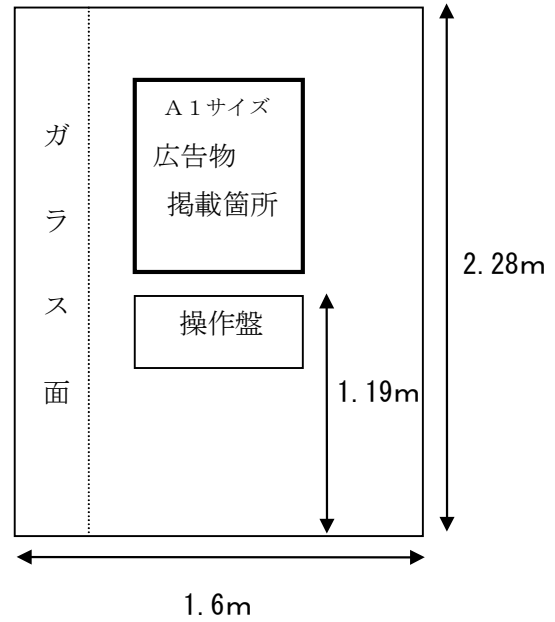
(別図)

広告物掲出面積 1 枠 0.594m × 0.841m = 0.499554 m<sup>2</sup>

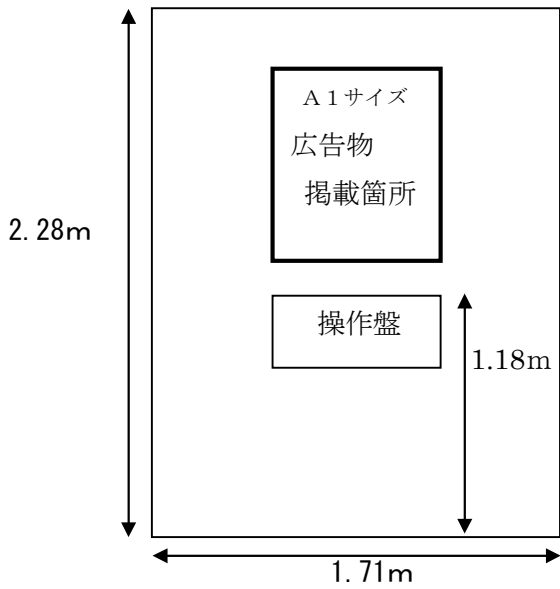
(No.1) 中央南側エレベーター内  
側壁北面



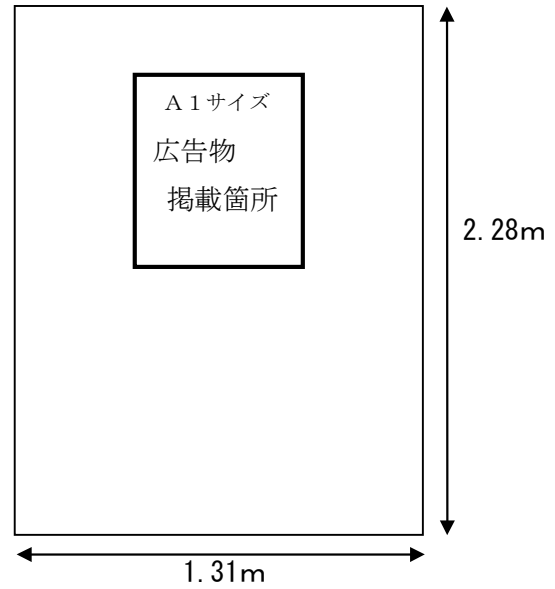
(No.2) 中央北側エレベーター内  
側壁南面



(No.3) 東側エレベーター内  
側壁北面

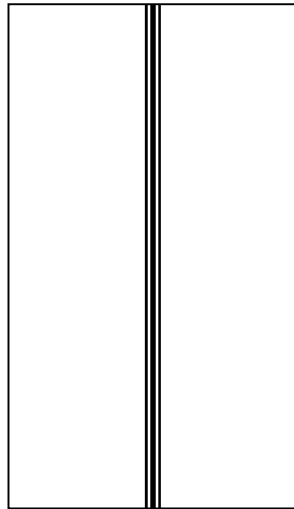


(No.4) 西側エレベーター内  
側壁南面



(No.5) 中央エレベーターホール  
1階南側壁面

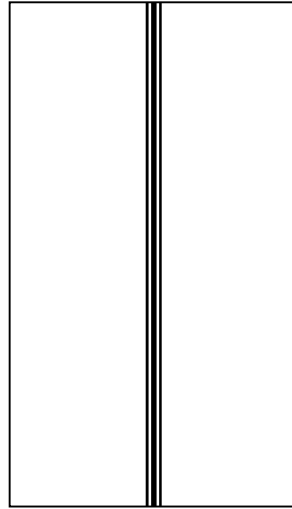
A1サイズ  
広告物  
掲載箇所



操作  
ボタン

(No.6) 中央エレベーターホール  
1階北側壁面

A1サイズ  
広告物  
掲載箇所



## 申 込 書

令和 年 月 日

あきる野市長 殿

所在地

法人名

代表者名

④

(事務担当者) 所属部署

氏 名

電話番号

あきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等広告物掲出広告代理店募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

## 記

## 1 広告物の掲出方法（申込時点での予定で構いません。）

エレベーター	規 格 (ポスターの大きさ、広告主の数等)	仕 様 (ポスターの印刷方法、貼付方法等)
No. 1 (中央南側)		
No. 2 (中央北側)		
No. 3 (東側)		
No. 4 (西側)		
No. 5 (中央エレベーターホール1階南側)		
No. 6 (中央エレベーターホール1階北側)		

## 2 添付書類

- (1) 広告料提示書（封筒に入れ、割印し、封筒表面に法人名等を記載してください。）
- (2) 宣誓書
- (3) 各納税証明書
- (4) 市税納付状況調査同意書 ※市内事業者のみ

受 付 印

## 広告料提示書

令和 年 月 日

あきる野市長 殿

所在地

法人名

代表者名

印

あきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等広告物掲出広告代理店募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり提示します。

記

### 提示広告料

	①広告料月額	②広告料年額 (①×12月)
広告物6枠 (1枠:A1サイズ)	円	円

- ※ 1 広告料の金額の訂正は、無効です。
- 2 広告料の金額は、消費税及び地方消費税を含みます。
- 3 記名押印がないものは、無効です。
- 4 この広告料提示書は、封筒に入れ、割印し、封筒表面に法人名等を記載してください。
- 5 別途行政財産使用料(年額7,200円)をお支払いいただきます。

# 宣 誓 書

令和 年 月 日

あきる野市長 殿

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

⑩

あきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等広告物掲出広告代理店募集の申込みに当たって、  
下記の事項を宣誓します。

## 記

- 1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項に掲げられた者に該当しません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に規定する者に該当しません。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者に該当しません。

あきる野市長 殿

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

⑩

市税納付状況調査同意書

あきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等広告物掲出広告代理店募集要項の「3 申込資格要件」を確認するため、あきる野市が下記のとおり調査を行うことに同意します。

記

1 市税の種類

法人市民税、市・都民税（特別徴収）

2 調査の内容

調査時点において、納期が到来している上記市税の滞納の有無